５修理第10014号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名　　称　　株式会社常光

事業所の
所 在 地　　北海道帯広市大通南21丁目８－１

事業所の
名　　称　　株式会社常光　帯広営業所

修理区分　　動物用医薬品等取締規則第136条第２号の区分

許 可 の　　令和５年６月29日から
有効期間　　令和10年６月28日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の２第１項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和５年６月29日

農林水産大臣　　野村　哲郎